|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発令  区分 | 発令基準 | 解除等の基準 |
| 予  報 | 当該地域の測定点のうち１点以上のオキシダント濃度が0.08ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき。 | 大気の汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の汚染の状態が回復すると認めるとき。 |
| 注  意  報 | 当該地域の測定点のうち１点以上のオキシダント濃度が0.12ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認めるとき。 | 大気の汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の汚染の状態が回復すると認めるとき。なお、この解除は予報の解除を含むものとする。 |
| 警  報 | 当該地域の測定点のうち１点以上のオキシダント濃度が0.24ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認めるとき。 | 大気の汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の汚染の状態が回復すると認めるとき。 |
| 重  大  緊  急  警  報 | 当該地域の測定点のうち１点以上のオキシダント濃度が0.40ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認めるとき。 | 大気の汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の汚染の状態が回復すると認めるとき。 |

**オキシダント緊急時等発令基準**